

平成31年2月26日

道路局路政課

国道・技術課

**「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定**

一般国道の一部区間のバイパス供用開始等に伴い、国が管理する国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

**1. 背景**

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があります。

**2. 政令改正の概要**

一般国道101号及び一般国道283号の2路線の一部の区間を指定区間に追加します。  
また、一般国道113号の路線の一部の区間を指定区間から除外します。

※路線の改正の概要については、別紙を御参照ください。

**3. スケジュール**

- ・ 公 布 日：平成31年 3月 1日（金）
- ・ 施 行 日：平成31年 3月 3日（日）

※一般国道101号関係は3月26日から、一般国道113号関係は4月1日から施行。

**問い合わせ先** 代表電話：03-5253-8111

国土交通省 道路局 路政課 企画専門官 前川 翔（内線37332）

国道・技術課 企画専門官 仲谷 俊昭（内線37832）

直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・技術課）

F A X：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・技術課）

## (1) 新たに追加する指定区間

路線名	追加区間	延長
一般国道 101号	青森県つがる市木造越水長谷川162番4 ～西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野234番1	0.5 k m
一般国道 283号	岩手県釜石市甲子町第13地割259番1 ～釜石市甲子町第7地割238番3 岩手県遠野市上郷町平野原3地割20番2 ～遠野市綾織町新里28地割29番1	5.6 k m 10.6 k m
計	2路線	16.7 k m

## (2) 除外する区間

路線名	指定区間より除外する区間	延長
一般国道 113号	山形県南陽市和田字深田3536番1 ～南陽市赤湯字川尻2977番1	△6.3 k m
計	1路線	△6.3 k m